

加盟団体向けホィッスルブローイングの開設について

2021/2/18

Japan Football Association

JFA



取組の整理

背景

組織のコンプライアンスに対する要請が高まっている昨今の社会情勢を受けて、加盟団体向けに特化した内部通報制度（ホイッスルブローイング）を設置する必要性が高まっていることから、JFA内役職員を対象としている現行のホイッスルブローイングを拡張し、FAをはじめとする加盟団体も利用できる窓口として改めるもの。

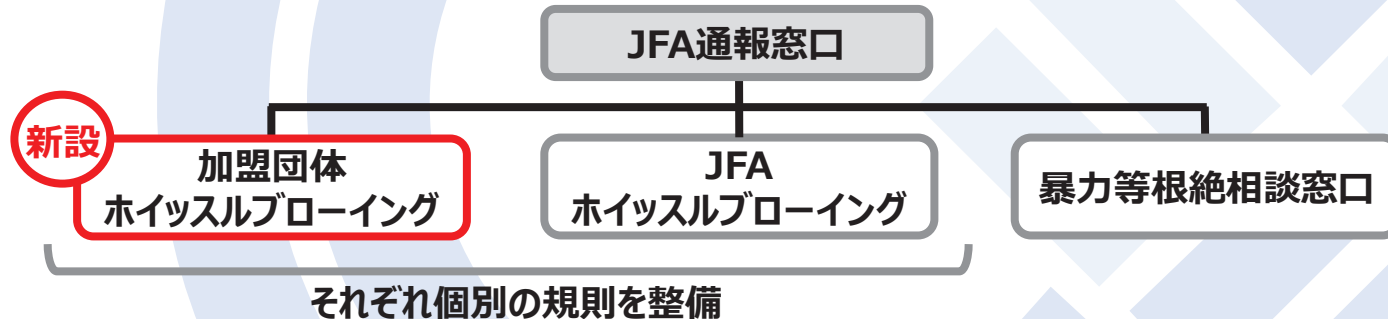
本取組によって達成したいこと

- 不祥事が起こりにくい環境をつくる（牽制機能の発揮）
- 不祥事が起こってしまった時に被害を最小限に食い止める（火種の早期発見）
- 加盟団体のガバナンス強化

加盟団体ホイッスルブローイングの新設

- 内部通報窓口として、現行の制度に加え「**加盟団体ホイッスルブローイング**」を新設
- 現行のJFAホイッスルブローイング運用規則とは別に**加盟団体ホイッスルブローイングのための運用細則を整備**
- **加盟団体ホイッスルブローイングは4月からの運用開始を目指して規則や体制を整備**

通報窓口全体像



運用について

- 窓口は外部委託先（電話による通報窓口）で受ける仕組みを前提
- 通報があった場合は通報者を保護することを前提とし、必要に応じて、通報の対象となった行為や個人について、当該加盟団体と連携しながら調査を実施

関連規則の整理

- 加盟団体ホイッスルブローイング運用細則の新設に伴い、現行の関連規則についても目的や対象などを改めて整理し、通報制度全体での整合性を担保

新たに整備

	内部通報者保護規則	JFA WB※運用規則	加盟団体WB運用細則	暴根窓口運営細則
目的	各種窓口等を利用する <u>通報者のプライバシーの保護</u> を目的とする(代表電話への通報者も含む)	それぞれの通報窓口の <u>運用方法の規定</u> を目的とする		
保護/利用対象者	JFA役職員等、加盟団体、加盟チーム、選手等、その他の関係者	JFA役職員等	加盟団体役職員等	被害を受けた者又はその家族、関係者等
被通報対象者	—	本協会の役職員 その他の関係者	加盟団体の役職員 その他の関係者	選手、指導者、審判、本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員 その他の関係者
通報対象行為	—	倫理規範、就業規則等への違反行為	倫理規範、加盟団体の就業規則等への違反行為	サッカー活動現場での本協会に登録されたチームにおける被通報対象者による暴力行為

※WB=ホイッスルブローイング

Thank you.



内部通報者保護規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>内部通報者保護規則</p> <p>第1条（目的）</p> <p>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じて倫理・コンプライアンスの遵守を強化するため、「内部通報者保護規則」(以下「本規則」という。)を定める。</p> <p><u>2 前項に定める目的のため、本協会は「通報窓口」を設置し、内部通報制度に関する運用規則を別に定める。</u></p> <p>第2条（対象者）</p> <p>本規則の対象者となる者（以下「<u>役職員、登録者等</u>」という。）は、次の<u>団体及び個人</u>とする。</p> <p>(1) 本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）</p> <p>(2) <u>本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）</u></p> <p><u>① 都道府県サッカー協会</u></p> <p><u>② 地域サッカー協会</u></p> <p><u>③ 各種の連盟</u></p> <p><u>④ 関連団体</u></p> <p><u>⑤ Jリーグ</u></p> <p>(3) 本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）</p> <p>(4) 本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）</p>	<p>内部通報者保護規則</p> <p>第1条（目的）</p> <p>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じた倫理・コンプライアンスの遵守の強化に向けて、<u>本協会に通報を行った者を保護するために</u>「内部通報者保護規則」(以下「本規則」という。)を定める。</p> <p>第2条（対象者）</p> <p>本規則に基づく<u>保護</u>の対象となる者は、次の個人とする。</p> <p>(1) 本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）</p> <p>(2) 加盟団体の<u>役職員等</u></p> <p>(3) 本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）<u>の関係者</u></p> <p>(4) 本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）</p>	<p>適正化（規則の目的（内部通報者の保護）を明確化）</p> <p>第3条にて規定</p> <p>適正化（通報者保護の対象は個人となる）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者） ③ 審判員 ④ 審判指導者 <u>⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者</u> <u>⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者</u> <p>(5) その他の関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 選手 ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者） ③ 審判員 ④ 審判指導者 <p>(5) その他の関係者</p>	
<p>第3条（通報窓口）</p> <p><u>役職員、登録者等は、本協会が設置した通報窓口に対して、指定された方法（電話、電子メール又は書面等）により通報を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、加盟団体が独自に通報窓口を設置した場合は、当該内部通報制度の運用は、当該団体が定める諸規程に従うものとする。</u></p> <p><u>第4条（通報の対象行為）</u></p> <p><u>通報の対象行為は、本協会倫理規範第3条等の違反行為とする。</u></p> <p><u>第5条（通報者の責務）</u></p> <p><u>通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。</u></p> <p><u>第6条（通報窓口担当者等の責務）</u></p> <p><u>通報を受けた通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第7条（通報窓口での対応）</u></p>	<p>第3条（通報窓口）</p> <p><u>本協会は、通報を受け付けるため通報窓口を設置することができるものとし、それらの運用に関する規則は別に定める。</u></p>	<p>通報窓口の設置について規定</p> <p>各窓口の運用に関しては各運用細則にて規定されるため、本規則からは削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく通報は受け付けない。

第8条（当事者の個人情報の保護）

本規則に定める業務に携わる者は、通報窓口 to 寄せられた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

2 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口 to 寄せられた個人情報を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

第9条（通報に基づく調査）

通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、通報窓口ごとに、個別の運用規則を定めている場合はこの限りではない。

2 本協会は、通報に基づき必要と判断した場合は公正かつ公平に調査を行う。

3 通報に基づく調査において、調査の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 役職員、登録者等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

第10条（不利益処分の禁止）

役職員、登録者等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益となる行為をしてはならない。

第4条（当事者の個人情報の保護）

本規則に定める業務に携わる者は、通報窓口 to 寄せられた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

2 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口 to 寄せられた個人情報を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

第5条（不利益処分の禁止）

本協会、加盟団体及び加盟チーム並びにそれらに所属する個人は、通報者が通報窓口 to 通報したことを理由として、通報者に対して以下に定める不利益な取り扱いを行ってはならない。

(1) 解雇、降格、減給等の懲戒処分又は不利益な配置転換等の人事上の措置

同上

同上

不利益処分の内容を具体的に規定

(2) 業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の制裁措置

(3) 嫌がらせ

2 本協会及び関連する加盟団体及びそれらに所属する個人は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、当該通報者の職が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協会は当該行為を中止させるとともに、当該行為者への処分等を検討するものとする。

第 11 条（懲罰等）

本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会及び加盟団体の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

第 12 条（改廃）

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第 13 条（施行期日）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

第 6 条（懲罰等）

本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会及び加盟団体の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

第 12 条（改廃）

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第 13 条（施行期日）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

(改正)

2021年2月18日

加盟団体ホイッスルブローイング運用細則（※新設）

（目的）

第1条 本細則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置された加盟団体ホイッスルブローイングの運用等について定める。

（対象者）

第2条 加盟団体ホイッスルブローイングへ通報できる者（以下、「通報者」という。）は、加盟団体の役員、職員及びその他の関係者（以下、「加盟団体の役職員等」という。）とする

（通報の対象行為）

第3条 通報の対象行為は、加盟団体又はその役職員による本協会倫理規範第3条又は当該加盟団体の就業規則等への違反行為とする。

（通報者の責務）

第4条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

（通報窓口の担当者等の責務）

第5条 専務理事は、本協会事務局員のうちから通報に関する調査等を実施する担当者（以下、「通報窓口の担当者」という。）を指名する。

2 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報の受付）

第6条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

（通報内容の記録・保管）

第7条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

（個人情報保護及び不利益な取り扱いの禁止）

第8条 本協会は、内部通報者保護規則に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならないが、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

（通報窓口の外部委託）

第9条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第6条及び第7条に定める業務を委託することができる。

2 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

（調査の方法）

第10条 通報窓口の担当者は、通報内容を速やかに専務理事に報告する。

2 専務理事は、通報内容を考慮し、通報内容に関する調査等の対応につき本協会が主体的に行うべきか、或いは、当該団体において行うべきかにつき決定する。

（加盟団体による調査）

第11条 前条において当該加盟団体が通報内容を扱うことが相当と判断された場合、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼する。

2 当該加盟団体は、通報内容に関する調査を実施し、その結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

（通報に基づく調査）

第12条 調査を担当する者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行わなければならない。

2 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 加盟団体の役職員等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査結果に基づく対応)

第13条 本協会又は当該加盟団体は、調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒手続き、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

2 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

3 調査結果及び対応概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(懲罰等)

第14条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第15条 本細則の改正は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第16条 本細則は、2021年4月1日から施行する。

J F A ホイッスルブローイング等運用細則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>J F A ホイッスルブローイング <u>(通報窓口)</u> 等運用<u>規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）<u>は、本協会の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「通報窓口」の運用の方法等について、「J F A ホイッスルブローイング（通報窓口）等運用規則」（以下、「本規則」という。）を定める。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 本<u>規則</u>の対象者は、本協会の理事、正職員、契約職員、派遣職員、パートタイム職員、本協会事務局にて契約を行う業務委託者、本協会各種委員会にて契約を行う業務委託者のうち常勤者扱いとして委託する者（以下「役職員等」という。）とする</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第 3 条 <u>前条に掲げる</u>対象者は、指定された方法により<u>次の</u>通報<u>窓口に通報</u>を行うことができる。</p> <p>(1) J F A ホイッスルブローイング <u>(通報窓口)</u> 方法：専用電話窓口、専用インターネット</p> <p>(2) 事務局内に設置する職場相談員 方法：原則として面談</p> <p>(3) 所属長等 方法：原則として面談</p> <p>2 役職員のうち、正職員、契約職員、パートタイム職員につい</p>	<p>J F A ホイッスルブローイング等運用<u>細則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>本細則は、</u>公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置<u>された J F A ホイッスルブローイング</u>の運用等について定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 本<u>細則</u>の対象者は、本協会の理事、正職員、契約職員、派遣職員、パートタイム職員、本協会事務局にて契約を行う業務委託者、本協会各種委員会にて契約を行う業務委託者のうち常勤者扱いとして委託する者（以下「役職員等」という。）とする</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第 3 条 対象者は、<u>以下に</u>指定された方法により通報を行うことができる。</p> <p>(1) J F A ホイッスルブローイング 方法：専用電話窓口、専用インターネット</p> <p>(2) 事務局内に設置する職場相談員 方法：原則として面談</p> <p>(3) 所属長等 方法：原則として面談</p> <p>2 役職員のうち、正職員、契約職員、パートタイム職員につい</p>	<p>適正化（規則等管理規則に基づき細則へと改名）</p> <p>適正化</p> <p>適正化</p>

ては、本協会の就業規則に定める所属長等に通報することができる。

3 役職員等のうち派遣職員については、派遣元及び派遣先苦情申出先担当者、法人から派遣される業務委託者は雇用元法人の所属長等に通報することができる。

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、本協会倫理規範第3条、就業規則、その他の規則、個別に定める服務等に関する契約事項等への違反行為とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(通報窓口の担当者等の責務)

第6条

通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

(通報内容の記録・保管)

ては、本協会の就業規則に定める所属長等に通報することができる。

3 役職員等のうち派遣職員については、派遣元及び派遣先苦情申出先担当者、法人から派遣される業務委託者は雇用元法人の所属長等に通報することができる。

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、本協会の役職員等による本協会倫理規範第3条、就業規則、その他の規則、個別に定める服務等に関する契約事項等への違反行為とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(通報窓口の担当者等の責務)

第6条 専務理事は、事務局員のうちから通報に関する調査等を実施する担当者（以下、「通報窓口の担当者」という。）を指名する。

2 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

(通報内容の記録・保管)

適正化

通報窓口の担当者を定義

第8条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

(当事者の個人情報の保護)

第9条 通報窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を開示してはならない。

2 本協会の役職員等は、通報窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

(通報窓口の外部委託)

第10条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第7条及び第8条に定める業務を委託することができる。

2 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

(通報に基づく調査)

第11条 通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、正当な理由がある場合又は匿名の通報で通報者が特定できない場合はこの限りではない。

2 通報窓口の担当者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 役職員等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

第8条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

(個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第9条 本協会は、内部通報者保護規則に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならない、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

(通報窓口の外部委託)

第10条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第7条及び第8条に定める業務を委託することができる。

2 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

(通報に基づく調査)

第11条 通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、正当な理由がある場合又は匿名の通報で通報者が特定できない場合はこの限りではない。

2 通報窓口の担当者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 役職員等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

内部通報者保護規則を参照する形にて整理

(調査の方法)

第12条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに専務理事に報告するものとする。また、通報内容について速やかに調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。

2 通報内容については、原則として経営企画部の通報窓口の担当者が調査する。ただし、必要と判断した場合、本協会の他の部署又は弁護士に当該調査を依頼することができるものとする。

(他の団体への調査依頼)

第13条 前条の定めに関わらず、本協会以外の団体において通報内容を扱うことが相当と判断した場合は、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼することができる。

2 本協会以外の団体において通報の調査等を実施する場合、通報窓口の担当者はその旨を速やかに通報者及び専務理事に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第14条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報取り扱いは、厳密に行うものとする。

2 調査を依頼された団体から調査結果について報告を受けた通報窓口の担当者は、通報者に対してその旨を報告するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第15条 専務理事は調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒処分、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

(調査の方法)

第12条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに専務理事に報告するものとする。また、通報内容について速やかに調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。

2 通報内容については、原則として通報窓口の担当者が調査する。ただし、必要と判断した場合、本協会の他の部署又は弁護士に当該調査を依頼することができるものとする。

(他の団体への調査依頼)

第13条 前条の定めに関わらず、本協会以外の団体において通報内容を扱うことが相当と判断した場合は、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼することができる。

2 本協会以外の団体において通報の調査等を実施する場合、通報窓口の担当者はその旨を速やかに通報者及び専務理事に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第14条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報取り扱いは、厳密に行うものとする。

2 調査を依頼された団体から調査結果について報告を受けた通報窓口の担当者は、通報者に対してその旨を報告するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第15条 専務理事は調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒手続き、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

適正化

適正化

- 2 専務理事は通報窓口の状況について、定期的に会長に報告するものとする。
- 3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- 4 調査結果及び対応概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第16条 役職員等は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、通報者に対して以下に定める不利益な取り扱いを行ってはならない。

(1) 解雇、降格、減給等の懲戒処分又は不利益な配置転換等の人事上の措置

(2) 業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の制裁措置

(3) 嫌がらせ

2 専務理事は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、当該通報者の職が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者（当該役職員等の上司、同僚等を含む）がいる場合は、専務理事は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者及びその所属長等への懲戒処分等を検討するものとする。

4 不利益な取り扱いにより通報者が異動を希望した場合、専務理事は経営企画部等と協議を行い、適切な対応を行うものとする。

(通報者が不利益な取り扱いを受けた場合の対応)

第17条 通報者が被通報者から不利益な取り扱いを受けた場合、当該通報者はその旨を速やかに通報窓口に通報するものとする。

- 2 専務理事は通報窓口の状況について、定期的に会長に報告するものとする。
- 3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- 4 調査結果及び対応概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

内部通報者保護規則を参照する形にて整理

内部通報者保護規則を参照する形にて整理

る。

(不利益な取り扱いが生じた場合の本協会の対応)

第18条 前条に定める通報があった場合、通報窓口担当者は速やかに専務理事に当該内容の報告を行う。

2 前項に定める報告を受けた場合、専務理事は速やかに通報窓口担当者に命じて事実関係の調査を行うものとする。

3 前項に定める調査の結果、通報者に対する不利益な取り扱いが確認された場合、専務理事は当該行為者への懲戒処分等を検討するものとする。

(懲罰等)

第19条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第20条 本規則の改正は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第21条 本規則は、2017年1月1日から施行する。

(改正)

2018年11月12日

(不利益な取り扱いが生じた場合の本協会の対応)

第16条 前条に定める通報があった場合、通報窓口担当者は速やかに専務理事に当該内容の報告を行う。

2 前項に定める報告を受けた場合、専務理事は速やかに通報窓口担当者に命じて事実関係の調査を行うものとする。

3 前項に定める調査の結果、通報者に対する不利益な取り扱いが確認された場合、専務理事は当該行為者への懲戒処分等を検討するものとする。

(懲罰等)

第17条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第18条 本細則の改正は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第19条 本細則は、2017年1月1日から施行する。

(改正)

2018年11月12日

2021年2月18日

暴力等根絶相談窓口運用細則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>暴力等根絶相談窓口運用細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)は、本協会の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」(以下、「窓口」という。)の運用の方法等について、<u>「暴力等根絶相談窓口運用細則」(以下、「本細則」という。)</u>を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 本細則の対象者は本協会に登録する次の個人とする。</p> <p>(1) 選手</p> <p>(2) 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</p> <p>(3) 審判員</p> <p>(4) 審判指導者</p> <p>(5) 加盟団体又は加盟チームの代表者</p> <p>(6) 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第3条 窓口への通報は電話(電話番号は別に定める)又はインターネットフォーム(本協会公式ホームページ内に設置)によるものとする。</p> <p>(通報者の範囲)</p>	<p>暴力等根絶相談窓口運用細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>本細則は、</u>公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」(以下、「窓口」という。)の運用の方法等について定める。</p> <p>(被通報者)</p> <p>第2条 本細則による通報の対象となる者<u>(以下、「被通報者」という。)</u>は本協会に登録する次の個人とする。</p> <p>(1) 選手</p> <p>(2) 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</p> <p>(3) 審判員</p> <p>(4) 審判指導者</p> <p>(5) 加盟団体又は加盟チームの代表者</p> <p>(6) 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第3条 窓口への通報は電話(電話番号は別に定める)又はインターネットフォーム(本協会公式ホームページ内に設置)によるものとする。</p> <p>(通報者の範囲)</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p>

第4条 窓口へ通報できる者（以下、「通報者」という。）は、原則として、第4条に定める通報の対象行為によって被害を受けた者又はその家族、関係者、代理人若しくはこれに準ずる者とする。

（通報の対象行為）

第5条 通報の対象行為は、本協会に登録されたチームにおけるサッカーの活動現場における対象者による暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等）とする。

（通報者の責務）

第6条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

（本協会の責務）

第7条 本協会は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報の受付）

第8条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

3 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底を図るものとする。

4 通報者は、通報内容に係る事実について、被通報者の氏名、当該行為の被害者に関する情報、行為の事実その他関連の情報を明らかにし、通報事実が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠を示して行うよう努める。

5 本協会は、通報が匿名であっても、通報内容が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠が示される場合については

第4条 窓口へ通報できる者（以下、「通報者」という。）は、原則として、第4条に定める通報の対象行為によって被害を受けた者又はその家族、関係者、代理人若しくはこれに準ずる者とする。

（通報の対象行為）

第5条 通報の対象行為は、本協会に登録されたチームにおけるサッカーの活動現場における被通報者による暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等）とする。

（通報者の責務）

第6条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

（本協会の責務）

第7条 本協会は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報の受付）

第8条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

3 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底を図るものとする。

4 通報者は、通報内容に係る事実について、被通報者の氏名、当該行為の被害者に関する情報、行為の事実その他関連の情報を明らかにし、通報事実が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠を示して行うよう努める。

5 本協会は、通報が匿名であっても、通報内容が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠が示される場合については

適正化

調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。

(通報内容の記録・保管)

第9条 本協会は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとする。

(当事者の個人情報の保護)

第10条 本協会は、通報された情報に関して秘密を保持しなければならない、当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を第三者に対して開示してはならない。ただし、本協会は、本細則に基づく調査等の実施に必要な範囲で、本協会加盟団体その他の第三者に対して当該情報を開示することができる。本協会より情報提供を受けた者は、調査その他を遂行するにあたっては通報内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

(通報に基づく調査)

第11条 本協会は、通報された行為が本協会の懲罰規程に違反する疑いがある場合、調査を行うものとする。

2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第12条 本協会は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体が所属する加盟団体に依頼する。ただし、本協会が必要と判断した場合は、本協会が直接調査し、その措置について審議、決定することができる。

調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。

(通報内容の記録・保管)

第9条 本協会は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとする。

(個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第10条 本協会は、内部通報者保護規則に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならない、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

(通報に基づく調査)

第11条 本協会は、通報された行為が本協会の懲罰規程に違反する疑いがある場合、調査を行うものとする。

2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 通報者及び被通報者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第12条 本協会は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体が所属する加盟団体に依頼する。ただし、本協会が必要と判断した場合は、本協会が直接調査し、その措置について審議、決定することができる。

内部通報者保護規則を参照する形にて整理

2 調査を依頼された団体は、公正かつ公平に調査を実施するものとし、その調査結果を速やかに本協会に報告する。この場合において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

3 第11条第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、本協会及び加盟団体は調査等の措置を講じないものとする。

(1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場合

(2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難と本協会が判断した場合

(3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会加盟団体等により既に対応済み又は調査中の事案の場合

(4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合

(5) 上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないとする場合

(調査結果に基づく対応)

第13条 本協会又は所管の加盟団体は、前条の調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者及び当該加盟団体等への懲罰処分又は再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報者に対し、当該措置の内容を通知することができる。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 本協会は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の

2 調査を依頼された団体は、公正かつ公平に調査を実施するものとし、その調査結果を速やかに本協会に報告する。この場合において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

3 第11条第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、本協会及び加盟団体は調査等の措置を講じないものとする。

(1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場合

(2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難と本協会が判断した場合

(3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会加盟団体等により既に対応済み又は調査中の事案の場合

(4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合

(5) 上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないとする場合

(調査結果に基づく対応)

第13条 本協会又は所管の加盟団体は、前条の調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者及び当該加盟団体等への懲罰処分又は再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報者に対し、当該措置の内容を通知することができる。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 本協会は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の

秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第14条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

2 本協会は、通報者が窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、通報者が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合、本協会は諸規程に基づき当該行為者及び当該加盟団体等への処分等を検討するものとする。

4 本協会又は所管の加盟団体は、窓口通報者に対し、利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口通報者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第15条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(窓口業務の委託)

第16条 本協会は本細則に基づく窓口の運用にかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

(改廃)

第17条 本細則の改正は、会長が行う。

附 則

(施行期日)

秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(懲罰等)

第14条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(窓口業務の委託)

第15条 本協会は本細則に基づく窓口の運用にかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

(改廃)

第16条 本細則の改正は、会長が行う。

附 則

(施行期日)

内部通報者保護規則を参照する形にて整理

第18条 本細則は、2017年1月1日から施行する。

(改正)

2017年 9月14日 (2017年10月2日施行)

2020年 5月14日

第17条 本細則は、2017年1月1日から施行する。

(改正)

2017年 9月14日 (2017年10月2日施行)

2020年 5月14日

2021年 2月18日